

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年11月17日（平成27年（行個）諮問第180号）

答申日：平成28年5月12日（平成28年度（行個）答申第6号）

事件名：本人による離職票に係る異議申立てに関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成27年3月下旬に特定公共職業安定所に申立てを行った特定事業所における離職理由等に関する判定書類（決定に至る関連書類一切）」に記載された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、雇用保険被保険者離職票に係る申立書（以下「離職票に係る申立書」という。）の不開示部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、福岡労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年7月15日付け福岡個開第115号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

開示しないのは、不当である。

（2）意見書

ア 雇用保険被保険者離職票に係る申立書

離職票に係る申立書の不開示部分が不開示にされることによって保護される権利利益は、特定事業所の職員の氏名及び印影であるところ、その氏名は、以前に同じ職場に勤務していた審査請求人には既に知られているのであり、いまさら不開示にして保護されるべき権利利益に乏しい。また、印影についても、単なる認印の印影であって、これも同じく不開示にして保護されるべき権利利益に乏しい。いずれも少なくとも法的に保護すべき権利利益が大きいとは言い難い。

これに対して、離職票に係る申立書は、審査請求人が事実と異なる不本意な離職理由を付されたことにつき争うための重要な資料であることから、当該部分が不開示にされることにより、審査請求人は離職理由について争う手段を断たれる可能性があり、そうなれば審査請求人の再就職に支障が生じ、審査請求人の将来の生活に多大な不利益を及ぼす蓋然性が高いというべきである。

したがって、離職票に係る申立書の不開示部分が不開示にされることによって保護される開示請求者以外の個人、すなわち特定事業所の職員のプライバシーの権利利益よりも、審査請求人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が上回るというべきであり、申立書の不開示部分は、法14条2号ただし書口に該当する。

イ 雇用保険被保険者離職証明書

(ア) 雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）の特定事業所の職員の氏名及び印影に関する情報が記載されている部分については、上記アで説明した離職票に係る申立書の不開示部分と同じ理由により、法14条2号ただし書口に該当する。

(イ) 特定事業所の印影は、審査請求人が以前に勤務していた職場の印影であって、審査請求人も勤務中に何度も目にしたことがあるのであり、これを審査請求人個人に開示したからといって特定事業所のノウハウを奪われたり、信用を害されたりする危険性は現実的には考えられない。

したがって、特定事業所の印影が開示されたからといって、法的保護に値する蓋然性をもって特定事業所の「正当な利益」等を害するおそれは認められないのであり、特定の事業所の印影に関する情報が記載されている部分は法14条3号イに該当しない。

ウ 聴取書

(ア) 聴取書の不開示部分に記載されているのは、離職の経緯及び経緯に関する参考情報であるから、当該部分に記載されているのは、あくまで離職の経緯に関する事実であって、特定事業所の意見・評価等ではない。この点、確かに、離職者に対する悪い意見・評価等が記載されている場合に、特定事業所の意見・評価等が開示されれば、例えば離職者からの報復を恐れる等して、「事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなる」可能性が多少なりとも考えられるかもしれない。しかし、離職の経緯に関する事実は、動かしえない客観的な事実なのであって、これを開示することにより、事業所が率直な主張を行いにくくなるなどといったことはおよそ考えられない。離職の経緯に関する事実が開示されることで事業所が主張を行いにくくなるとすれば、それは客観的な事実を照らして不相当な

離職理由が付されているからであろう。

したがって、離職の経緯及び経緯に関する参考情報が開示されても、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなる現実的危険性は想定できず、業務の適正な遂行に対し実質的な支障を及ぼす蓋然性が認められないことは、明らかである。

(イ) この点、内閣府審査会答申平成17年度(行個)4号は、法14条7号柱書きの解釈運用に関し、人権相談業務に関する内部的な検討状況や検討経過等の情報のうち、意見・評価に係るものについては、これを開示することとなれば、法務局職員において、今後の事案検討に際し、検討内容が開示された場合の影響等を憂慮するあまり、率直な意見を述べることを差し控えるなどし、自由闊達な意見交換が行われなくなり、ひいては適切な事案処理に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないから、同条同号柱書きに該当しうるが、他方で、客観的な事実経過や既に相談者自身に告げた内容については、同号柱書きに該当しないとしている。

この答申の内容は、特定事業所の意見・評価等が開示された場合には「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じる可能性があるが、離職の経緯及び経緯に関する参考情報が開示されたところで「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が生じることはないという不服申立人の主張と、軌を一にするものである。

このように、法14条7号柱書きの「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を適切に解釈すれば、聴取書の不開示部分が法14条7号柱書きに該当しないことは明らかであり、この結論は、上記の内閣府審査会答申平成17年度(行個)4号と整合するものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに基づき、部分開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考ええる。

2 理由

(1) 離職から離職票交付までの流れ

事業主は、その雇用する労働者が離職した場合には、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長(以下「事業所管轄安定所長」という。)に当該労働者に係る雇用保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)を提出しなければならない。このとき、原則として、資格喪失届に離職証明書を添付しなければならない。また、事業所管轄安定所長は、離職証明書を添付された資格喪失届が提出されたときは、当該労働者に離職票を交付しなければならない。

さらに、当該労働者が雇用保険の基本手当を受給するためには、本人の住居を管轄する公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上で、離職票に本人であることを確認できる書類を添えて提出しなければならない。

(2) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定年月日に特定公共職業安定所に行った離職票に係る異議申立てに対する特定公共職業安定所の対応に係る文書（以下「対象文書」という。）であり、次に掲げる文書により構成される。

(i) 離職票に係る申立書

(ii) 聴取書

(iii) 離職証明書

対象文書の聴取書は、審査請求人に交付された離職票に記載された離職区分に対し、審査請求人が異議申立てを行ったことに対し、特定公共職業安定所が当該離職票に係る資格喪失届を提出した特定事業所に確認を行い、聴取を行った文書である。

その他の対象文書は、当該離職票に記載された離職区分に対して、審査請求人が異議申立てを行ったことに対して、審査請求人の住所を管轄する公共職業安定所内の事務処理を行った文書である。

(3) 不開示情報該当性について

対象文書の離職票に係る申立書及び離職証明書の不開示部分には、特定事業所の職員の氏名及び印影に関する情報があり、当該部分は、請求者以外の個人に関する情報であって請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書の離職証明書の不開示部分には、特定事業所の印影に関する情報があり、開示することにより、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書の聴取書の不開示部分には、特定公共職業安定所が特定事業所から聴取した当該離職票に記載された離職理由に係る離職の経緯及び経緯に関する参考情報が記載されている。離職理由は雇用保険の受給資格において基本手当を受給できる日数等に影響があるため、これらの情報は離職区分を判断する上で重要な情報となる。仮にこれらの情報が開示されることとなれば、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなどにより、労働者の離職時の状況に関する正確かつ詳細な情報の事業者からの収集が阻害され、公共職業安定所における離

職区分の適正な判断が困難となり、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし、雇用保険の基本手当の不適切な支給につながるおそれがあることから、当該情報については、法14条7号柱書に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「開示しないのは、不当であるから。」と主張しているが、上記(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| ①平成27年11月17日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同年12月21日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④同日 | 審議 |
| ⑤平成28年4月21日 | 委員の交代に伴う所要の手續並びに本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥同年5月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成27年3月下旬に特定公共職業安定所に申立てを行った特定事業所における離職理由等に関する判定書類(決定に至る関連書類一切)」について、処分庁が、対象文書として特定した離職票に係る申立書、聴取書及び離職証明書に記載された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 離職票に係る申立書について

離職票に係る申立書の不開示部分には、特定事業所の職員の氏名及び職氏名が記載されている。

当該部分は、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

次に、法14条2号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、原処分で開示されている内容から、特定公共職業安定所の職員が審査請求人から聴取した情報と認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

(2) 聴取書について

聴取書の不開示部分には、特定公共職業安定所が特定事業所から聴取した離職票に記載された離職理由に係る離職の経緯及び経緯に関する参考情報が記載されており、これを開示すると、特定事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなど、正確な事実関係の把握が困難となり、公共職業安定所の行う離職区分の判断の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 離職証明書について

離職証明書の不開示部分は、特定事業所の印影及び離職票受領印である。

ア 特定事業所の印影について

特定事業所の印影については、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 離職票受領印について

離職票受領印については、審査請求人以外の特定事業所の職員の印影が記載されており、当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書イ又はハに該当する事情は認められない。

審査請求人は、当該部分は、法14条2号ただし書ロに該当すると主張するが、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を

上回る開示の必要性があるとは認められず、同号ただし書口には該当しない。

また、当該部分は個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、離職票に係る申立書の不開示部分は、同条2号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子